

第176回北上地区消防組合  
議 会 臨 時 会 議 録

開会 令和5年5月23日

閉会 令和5年5月23日

北上地区消防組合議会議事事務局



# 第176回臨時会会議録

## 目 次

令和5年5月23日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
仮議席の指定	3
議席の指定	3
副議長の選挙	4
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
現金出納検査結果の報告	7
議案第11号 北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例の専決処分について	7
議案第12号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正す る条例	8
議案第13号 北上地区消防組合監査委員の選任について	10
議案第14号 救助工作車の製造請負契約の締結について	11
議案第15号 北上地区消防組合消防本部庁舎建設用地取得に 係る訴えの提起について	14
議案第16号 令和5年度北上地区消防組合補正予算（第1 号）	18
議案第17号 令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得 事業特別会計補正予算（第1号）	19

## 第176回臨時会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第11号	北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	5月23日	原案承認
議案第12号	北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	5月23日	原案可決
議案第13号	北上地区消防組合監査委員の選任について	5月23日	原案同意
議案第14号	救助工作車の製造請負契約の締結について	5月23日	原案可決
議案第15号	北上地区消防組合消防本部庁舎建設用地取得に係る訴えの提起について	5月23日	原案可決
議案第16号	令和5年度北上地区消防組合補正予算(第1号)	5月23日	原案可決
議案第17号	令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	5月23日	原案可決

令和5年5月23日（火曜日）

議事日程第2号

令和5年5月23日（火）午後3時 開議

北上地区消防組合消防本部会議室

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議席の指定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 現金出納検査結果の報告
- 第7 議案第11号 北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第8 議案第12号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第13号 北上地区消防組合監査委員の選任について
- 第10 議案第14号 救助工作車の製造請負契約の締結について
- 第11 議案第15号 北上地区消防組合消防本部庁舎建設用地取得に係る訴えの提起について
- 第12 議案第16号 令和5年度北上地区消防組合補正予算（第1号）
- 第13 議案第17号 令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（7名）

1番 藤原 常雄 君	2番 熊谷 浩紀 君
3番 小田島 徳幸 君	4番 鈴木 健二郎 君
5番 高橋 敏樹 君	6番 刈田 敏 君
7番 高橋 晃大 君	

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	八重樫	浩	文	君
副管理者（西和賀町長）	内記	和	彦	君
会計管理者（北上市会計管理者）	島津	英	子	君
監査委員	高橋	政	芳	君
監査委員事務局長	佐藤	祐	介	君
事務局長（消防長）	菊池	洋	幸	君
事務局次長（消防次長兼警防課長）	昆野	美	継	君
事務局次長（消防次長兼予防課長）	小原	和	弘	君
総務課長	高橋	一	哉	君
北上消防署長	高橋	克	哉	君
西和賀消防署長	高橋	周	一	君

---

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	鈴木	善	一	君
西和賀町総務課長	吉田	博	樹	君

---

議会事務局出席者

事務局長	菊池	洋	幸	君
事務局次長	高橋	一	哉	君
書記	梅木	敬	光	君
書記	佐藤		忍	君
書記	小岩		晃	君
書記	齋藤	陽	介	君

---

午後3時00分 開会・開議

○議長（高橋晃大君） 開会に先立ちまして、4月1日付の北上地区消防組合の異動発令により、幹部職員に異動があったため、紹介いたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。事務局長。

(演壇の前にて、消防組合幹部職員の紹介)

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第176回北上地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第2号によって進めます。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

議事に先立ちまして、去る4月18日行われました西和賀町議会議員選挙において見事に当選を果たし、北上地区消防組合議会議員に選出されましたお二人の議員を紹介いたします。

最初に、刈田敏議員を紹介いたします。

(自己紹介 住所・氏名・職業)

次に、高橋敏樹議員を紹介いたします。

(自己紹介 住所・氏名・職業)

二人の議員には、このたび当選されましたこと、まことに慶賀にたえません。北上地区消防組合議会議員として、ゆるぎない消防の発展のため尽力していくうえにおいて非常に心強い限りであります。特段の御協力をお願い申し上げ、お二人の御紹介といたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） 議席の朗読をいたします。

議席番号1番藤原常雄議員、2番熊谷浩紀議員、3番小田島徳幸議員、4番鈴木健二郎議員、5番高橋敏樹議員、6番刈田敏議員、7番高橋晃大議員、以上でございます。

○議長（高橋晃大君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 07 分 休 憩  
(仮議席の名札を回収)

---

午後 3 時 08 分 再 開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。

日程第 3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきまして、地方自治法第 118 条の規定により、投票と指名推薦の方法がありますが、どのようにいたしますか。1 番藤原常雄議員。

○1 番（藤原常雄君） 指名推薦によりお願いしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） ただいま 1 番藤原常雄議員から指名推薦による選挙の発言がありましたが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。

指名推薦の発言を求めます。1 番藤原常雄議員。

○1 番（藤原常雄君） 6 番刈田敏議員を推薦いたします。

○議長（高橋晃大君） ただいま、1 番藤原常雄議員から、副議長に 6 番刈田敏議員を推薦する旨の発言がありましたが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって、副議長に 6 番刈田敏議員を指名いたします。

6 番刈田敏議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、6 番刈田敏議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました、刈田敏議員が本会議場におられますので、本席から会議規則第 14 条の規定による告知をいたします。

刈田敏議員の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（刈田敏君） 一言御挨拶を申し上げます。ただいま第176回北上地区消防組合議会臨時会におきまして、栄誉ある副議長に選任いただきました。光栄に思います。心から感謝申し上げます。

当組合が管轄する地域において様々な変化が起きています。地域の皆さんの安全、安心をさらに推し進めるため、高橋議長を補佐し、さらに進めるため、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。

先輩議員並びに同僚議員の皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（高橋晃大君） ここで、北上市長にめでたく当選されました、北上地区消防組合管理者八重樫浩文市長から、就任の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 本議会の開会にあたり、お許しをいただきまして一言御挨拶を申し上げます。

初めに、このたび北上市長に当選し、北上市政を担当するとともに北上地区消防組合の管理者として仕事をさせていただくこととなりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、ただいま御紹介のありました、刈田敏議員並びに高橋敏樹議員におかれましては、このたびの西和賀町議会議員選挙において、めでたく当選を果たされましたことを心からお祝い申し上げます。

近年、消防の活動は、火災及び救急事案への対応をはじめ、広域化、多発化する傾向にある地震、集中豪雨などのあらゆる自然災害に対して的確な対処が求められ、消防に寄せられる期待も年々大きなものとなっております。

こうした災害から、地域住民の皆様の生命、身体、財産を守るため、消防活動体制の充実強化、火災予防対策の推進に取り組み、地域の安全、安心を皆様とともに築いて参りたいと存じます。

結びに、消防組合議員の皆様におかれましては、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋晃大君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時12分 休 憩

---

午後 3 時13分 再 開

○副議長（刈田敏君） 再開いたします。

ここで議長から特に発言を求められておりますので、これを許します。議長。

（議長 高橋晃大君 登壇（一般質問側））

○議長（高橋晃大君） 先般行われました、北上市長選挙におきましてめでたく当選され、北上地区消防組合規約の定めるところにより管理者に就任されました八重樫北上市長に対し、北上地区消防組合議会を代表いたしまして一言お祝いを申し上げます。

管理者には、今後 4 年間当消防組合の先頭に立ち、消防行政の執行に当たられることに対しまして組合議員一同、心からお祝い申し上げます。

3 年前の、令和 2 年 1 月に国内初めての感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活をはじめ消防行政にも様々な影響をもたらしましたが、5 月からは感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同等の 5 類に引き下げられ、岩手県内においても感染状況が収束の傾向にあり、今までの生活様式が取り戻されつつあります。

また、近年の災害は、記録的な大雨や広い範囲での河川の氾濫、土砂災害や浸水被害が至る所で発生し大きな被害を及ぼしています。

今後も地球温暖化の影響により、台風の勢力が巨大化することが予測され、その被害が激甚化するものと考えられます。地域住民の皆様は、心から安全、安心な生活を願っており、消防に対する住民の期待と要望は更に大きなものとなっていることは、管理者も感じておられることと存じます。豊富な知識と経験を、消防行政に遺憾なく発揮され、住民の

期待に沿えるようお願いするものであります。

管理者におかれましては、御健勝で安全・安心なまちづくりの推進に御尽力いただきますようお願い申し上げ、組合議会を代表いたしましての、お祝いの言葉とさせていただきます。

○副議長（刈田敏君） 暫時休憩いたします。

午後3時18分 休 憩

---

午後3時19分 再 開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、4番鈴木健二郎議員、5番高橋敏樹議員を指名いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第6、現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第7、議案第11号北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

- 事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第11号北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案の理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の搬送又は移送に係る業務に従事した場合、特殊勤務手当として1日4,000円を支給しておりましたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが、5類感染症に変更されたことに伴い、手当支給の対象外にしようとするものであります。

なお、本議会に提案する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年5月8日に専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。よろしく御審議のうえ、原案のとおり御承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（高橋晃大君） 本件は、承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決定いたしました。

- 
- 議長（高橋晃大君） 日程第8、議案第12号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

- 事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第12号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係条項を

改正しようとするものであります。

現在、全出力200キロワットを超える電気自動車の急速充電設備については、変電設備として規制しているところではありますが、総務省消防庁の検討において、急速充電設備の出力上限を撤廃した場合においても、現行の防火安全対策により一定の安全性が担保できるとの結果が出されていることから、全出力20キロワットを超える急速充電設備のすべてを急速充電設備として規制することとし、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、改正しようとするものであります。

また、施設に喫煙所、禁煙及び火気厳禁の図記号を設けた標識を設置する場合は、ほかの法令又は日本産業規格に適合する図記号を設けることとなったことから、火災予防条例別表の図記号を削除しようとするものであります。

図記号の削除に関する改正の施行日は、公布日とするものであり、急速充電設備に関する改正の施行日は、令和5年10月1日とするものであります。よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。
- 議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。
- 議長（高橋晃大君） これより、議案第12号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋晃大君） 議案配付のため、暫時休憩いたします。

午後3時25分 休 憩

(事務局議案配付及び高橋政芳氏一旦退席)

---

午後3時26分 再 開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第9、議案第13号北上地区消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者 八重樫浩文君 登壇)

○管理者（八重樫浩文君） ただいま上程になりました、議案第13号北上地区消防組合監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

北上地区消防組合監査委員であります高橋政芳氏が、6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き高橋政芳氏を選任しようとするものであります。

高橋氏は、西和賀町の監査委員としても監査業務に精通されており、人格、識見ともに適任と確信し選任しようとするものであります。

何卒、満堂の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。討論を省略し、これより議案第13号北上地区消防組合監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 暫時休憩いたします。

午後3時29分 休 憩

(高橋政芳氏議場に戻る)

---

午後3時30分 再 開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。

議案日程第10、議案第14号救助工作車の製造請負契約の締結についてを議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第14号救助工作車の製造請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

この契約は、平成15年度に購入し、19年を経過した救助工作車を更新配備しようとするものであります。

去る5月10日に、地方自治法施行令第167条第1項第3号による指名競争入札を行いました。が、予定価格に達せず落札者がなかったことから、入札において予定価格に最も近い価格提示のあった株式会社古川ポンプ製作所一関支店に見積書の提出を求めた結果、見積金額が入札に付するときに定めた予定価格に達しておりましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約とし、1億8,627万4,000円で製造請負契約を締結しようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 概要の中にありますカッコ2の主な資機材の中で、仕様という部分がありますが、この仕様の中で新しくなることによってどの資機材が新しくなっているのか。新しくなる主要な部分をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えいたします。今回整備製造いたします救助工作車は新たなものとして、大型の

発電機、油圧救助器具といったものが装備されております。以上でございます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 予定価格に達しなかったということですが、そもそも予定価格はいくらだったのか。

それからですね、概要のところに艤装メーカーの名前が記載されていませんけれども、これはどういうことか。

それから、工期が来年の3月29日までですが、この工作車の納期、この車両そのものの納期はいつ入るんですか。工期はわかりましたがいつ納入されるのですか。ということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。今回の入札にかかる予定価格は、1億6,935万円を予定していたものです。

次の御質問ですが、艤装メーカーについてですが、これから古川ポンプ株式会社さんと契約を結びました後に、艤装メーカーが決まってくるものでございますので現在空欄となっているものでございます。

3点目、納期というところでございますが、工期と納期は同日として取り扱っております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） メーカーは、これからだという話ですけれども、メーカーによって変わることはないと思うのですが、前の場合は日本機械が製造されましたよね。この古川ポンプ製作所は、そもそも車両を造るところではないわけですがけれども、メーカーは古川ポンプが決定されるのか、それによってこの価格が変わることはあり得ないのかどうか。その点を確認したい。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。議員が仰いますとおり、こちら古川ポンプさんは直接造るところではありませんので、この後メーカーさんとかは決まってくるものがありますが、そのことによって購入整備する額が変わってくるようなも

のではございません。以上です。

- 議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。
- 4番（鈴木健二郎君） 現在の工作車は、多分、日本機械に直接契約して購入された訳ですよ。この日本機械さんは今どうなっているのか。なぜ、そうした製造メーカーと直接契約されなかったのか。
- 議長（高橋晃大君） 総務課長。
- 総務課長（高橋一哉君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。前回の車両の製造メーカーであります日本機械工業さん、今回の救助工作車の入札方には参加しております。その上で落札に至らなかったということでございます。以上でございます。
- 議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。
- 4番（鈴木健二郎君） 入札に参加された訳ですね、日本機械さんは、予定価格に達しなかったから落札されなかったと思いますが、どれくらいの差があったのか。実績も、ある程度私はみるべきかなと思うのですが、その辺を差支えなければお答えをいただきたい。
- 議長（高橋晃大君） 総務課長。
- 総務課長（高橋一哉君） お答えいたします。今回の入札につきましては、日本機械工業様、入札2回目までは金額の提示はございました。しかし、3回目の入札が来まして辞退されたというところでございます。以上でございます。
- 議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。
- 議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。
- 議長（高橋晃大君） これより、議案第14号救助工作車の製造請負契約の締結についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋晃大君） 議案配布のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 41 分 休 憩

---

午後 3 時 42 分 再 開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。

日程第11、議案第15号北上地区消防組合消防本部庁舎建設用地取得に係る訴えの提起についてを議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第15号北上地区消防組合消防本部庁舎建設用地取得に係る訴えの提起について、提案の理由を申し上げます。

この訴えの提起は、北上地区消防組合消防本部庁舎建設に係る用地の一部が取得困難となっていることから、北上地区消防組合が原告となり、県外在住の地権者1名を被告として共有物分割請求訴訟により解決を図ろうとするものであります。

訴訟の対象物件については、別紙物件目録のとおり北上市北鬼柳23地割内の土地で地目は田であります。

訴えの趣旨は、物件目録に記載の土地をいずれも北上地区消防組合の所有とするものであり、相手方に対しては、代償金の支払いと引き換えに相手方の用地持分20分の2について、移転登記を求めるものであります。

訴えに至る経緯といたしましては、本用地は相続人8名の名義で共有所有されていたことから、昨年から8名の所有者に対して用地交渉を進め、7名の所有者とは既に売買契約を締結し、所有権移転登記が完了しております。

これに対し相手方については、用地交渉のために連絡するも一切応答がない状態であり、相手方持分の用地について売買契約ができなくなっているものであります。

この状況では、消防本部庁舎建設事業を進めることができないことから、弁護士に相談した上で消防組合内において協議を重ねたところ、共

有物分割請求訴訟によって解決を図ることが、適切と判断したものであります。

共有物分割請求訴訟とは、勝ち負けを争うものではなく共有状態の解消について民法第258条第1項の規定に基づき、裁判所で適切な分割方法を裁定してもらうための訴えであります。

なお、本訴訟手続きに移行するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 一切の応答がない。相手方からということですが、一切の応答がないという中身はどういうことなのか。どんな連絡をして、あるいは直接対面を求めても一切答えないのか。あるいは不在なのか。そこにいないのか。どんな状況なのか。まず説明してください。

それから、勝ち負けではなくて判決の言うことが最適だという説明がありますが、そもそも判決が出るまでの結構な期間がかかるのではないかなあとと思いますが、その期間と予想、想定される期間とか、あるいは上訴までするということですのでけれども、どういう風な結論を見通しているのか。この訴訟によってどのような結論を得ようとしているのか。その辺について教えてほしいと私は思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） ただいまの鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。まず、応答がないという状況につきましてはですが、当初、相続人残り7名の方たちに連絡を取って、相続をきちんと解決してもらいたいということで当たってもらったところですが、それぞれが連絡がつかないという状態でした。消防本部といたしましても、書留においてこの方に連絡を取ったところですが、受け取りを拒否され戻って来ている。というところで一切対応できる状態ではございませんでした。

もう一つ期間についてですが、これにつきましては弁護士さんに相談した段階で、類似案件としては大体半年ぐらい見ていただきたいという

ことで回答を得ております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 相手方はそうした意思がないと判断できるかなという風に思うんですが、その辺の判断はどうなのかということ。

期間は半年ということですが、さらに伸びる可能性も考えられるわけでしょう。この結果によっては上訴するということですがけれども、訴訟の本質ですよ。ですから、更なる期間がうまれてくるということですよ。

私がお聞きしたいのが、どのような結果を最終的には想定しているのですか。相手方がどうしても応じなければ、結局は取得できないということになって、その用地はどうなっていくのか。その辺の全体的な今後の見通しをきちんと話していただきたいという風に思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局次長。

○事務局次長（小原和弘君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。この案件に関しては私が担当して交渉してまいりました。

ただいまの意思の確認ですが、生存しているか、生存していないかなければ、生存しております。それは、相続人の方々に確認しております。うちの方としては、もう少し接触したかったものですから、相手方が居住する自治体に協力を求めました。そうすると相手方が居住する自治体でも生存の確認が取れました。ただし、相手方が居住する自治体ではこの案件を本人に申し上げることはできない。ただし、消防組合ではこういうことを考えていますよという書類は渡していただいております。ただ、それ以上向こうの自治体は、応答しなさいとか、そこまで踏み込む権限はありませんので、という連絡をもらっております。一番は鈴木健二郎議員も結果を心配なさっていると思います。この案件が、相手方が全然応答しなければ延々と用地が取得できないわけではなくて、相手方がどのように判断しても、裁判所は出廷命令をかけるそうです。出廷命令をかけないということは、消防組合の意思を尊重して消防組合のものにするという判決をいただくというところで、弁護士に動いてもらうところでもあります。ここに書いてありますが、そこで自動的に裁判所が、

相手方にこの金額を渡します。受け取るか、受け取らないかは相手方次第ということになります。ですので、これに関しては、用地をしっかりとこちらの方に頂く。しっかりとこの分の用地代金を渡す。ということですので、鈴木健二郎議員が御心配になっている、相手が応答しなければ永遠と消防組合のものにならないというものではないということを御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） そもそも、どういう理由で消防に応じないのか、価額なのかあるいは相続自体なのか、その辺はどういう風に把握されているのか。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。理由につきましては、私ども先ほど事務局長から説明させていただいたとおり、色々なアプローチをかけているのですが、一切反応がございませんでしたので、応答がない理由というところにつきましては、私どもとしては分かっていないところであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 理由なしで、確認できないで訴訟をするということはちょっとどうかなと思うのですが、8人いるんですね。その中のこの人だけが応答しないということですが、理由を聞く手立てを尽くしたのですか。ないのですか。ちょっとすっきりしない訴訟になってしまう。

○議長（高橋晃大君） 事務局次長。

○事務局次長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。この7名の方々も長年あっておりません。事情はいろいろあるそうです。その方々で、自力で相続問題を解決するのは無理だということが一つあります。

もう一つは、相手方が居住する自治体に確認した結果なんですけど、どうしても私たちとだけではなくて、社会との交流が乏しい方ということもお聞きしておりますので、この用地に関しての意思のする、しないで

はなくて、生存はされておりますが社会との関りは乏しいというところまでの情報しか知っておりません。

ただ、相続の方々は一生涯懸命この本人に出てきてもらって、やりたいと思って色々調べたそうです。それでも全く親族の方にも応答しないという経過ですので、この内容を弁護士さんに相談したところこういう事案に関しては、この名前を示しました共有物分割請求訴訟という案件で片付けている例がありますので、この案件でこの訴訟で解決することが最適であろうというところで、私たちは協議の結果進めていくことにしたところであります。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 相手方というのは、家族はいないのかどうかということと、何歳くらいの方かをお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この方は、50歳前後の方とお聞きしております。家族につきましては、いらっしゃらないという状況であります。以上でございます。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、議案第15号北上地区消防組合消防本部庁舎建設用地取得に係る訴えの提起についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋晃大君） 日程第12、議案第16号令和5年度北上地区消防組合補正予算第1号を議題といたします。書記をして議案の朗読をさせ

ます。書記。

(書記朗読)

○議長(高橋晃大君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長(菊池洋幸君) ただいま上程になりました、議案第16号令和5年度北上地区消防組合補正予算第1号について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、現在庁舎等の工事費を修繕費から支出しておりましたが、北上市の支出科目の取扱いに準じて、工事請負費に施設修繕工事及び施設改修工事の2科目を新設し支出しようとするものであります。

5ページを御覧ください。

3款1項2目10節需用費の修繕費349万9,000円から300万円を減額し、14節工事請負費に新設した施設修繕工事及び施設改修工事の2科目にそれぞれ150万円を増額しようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高橋晃大君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋晃大君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長(高橋晃大君) これより討論に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋晃大君) これをもって討論を終結いたします。

○議長(高橋晃大君) これより、議案第16号令和5年度北上地区消防組合補正予算第1号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(高橋晃大君) 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第13、議案第17号令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第17号令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算第1号について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、消防本部庁舎建設用地を取得するにあたり、売買契約に応じない地権者との問題解決を図るための訴訟費用及び用地取得後、当組合の管理地であることを表示する看板等の費用について計上しようとするものであります。

歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。補正の額は、歳入歳出それぞれ225万円を増額し、予算の総額を2億2,125万円にしようとするものであります。

歳出について、御説明申し上げます。6ページ及び7ページを御覧ください。

1款1項1目10節需用費の10万円の増は、土地取得後の管理地表示用看板等の資材消耗品費であります。

12節委託料の215万円の増は、訴訟手続等業務委託費150万円及び訴訟用地の再鑑定のための不動産鑑定評価業務委託料の65万円となっております。

次に、歳入について、御説明申し上げます。4ページを御覧ください。

1款分賦金及び負担金の公共用地先行取得事業費分賦金を225万円増額しようとするものであります。

分賦方法については、北上地区消防組規約第17条第2項により消防庁舎の建設に要する経費は、庁舎の設置される関係市町において負担するものとなっていることから、北上市の負担とするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議の

うえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、議案第17号令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算第1号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第176回北上地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後4時07分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合  
議 会 議 長

高橋晃大

北上地区消防組合  
議 会 議 員

鈴木健二郎

北上地区消防組合  
議 会 議 員

高橋敏樹